

福祉関係各種手当の紹介

国・県・市の主な福祉関係の手当制度（平成30年7月現在）を紹介します。
所得の状況によって支給の対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
ひとり親家庭対象	児童扶養手当 (国)	父または母がいないか、父または母が障がい（身障手帳1級および2級の一部）状態にある家庭で、18歳到達年度末での児童または20歳未満で障がいの状態にある児童を養育している方	児童1人のとき10,030円～42,500円 2人目は5,020円～10,040円を加算 3人目以降は3,010円～6,020円を加算	4.8.12月11日	所得により手当額が異なります。 ※平成30年4月額改定
	遺児手当 (県)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障がい（身障手帳1級および2級の一部）などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方（公的年金を受給できる方は対象外（県のみ））	遺児1人につき4,350円※1	4.8.12月25日	所得制限あり
	遺児手当 (市)	同上	遺児1人につき2,400円※1	3.9月末日	所得制限あり
障害者（児）対象	特別児童扶養手当 (国)	20歳未満の中度、重度（身障手帳1～3級および4級の一部または療育手帳A、B判定）の障がい児を養育している方	1級（重度）51,700円 2級（中度）34,430円	4.8.11月11日	所得制限あり ※平成30年4月額改定
	障害児福祉手当 (国+県)	20歳未満で精神または身体の重度の障がいにより、日常生活に常時介護を要する方（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）	A種（国）14,650円+（県）6,900円 B種（国）14,650円+（県）1,150円 C種（国）14,650円	2.5.8.11月10日	所得制限あり ※平成30年4月額改定 ※A種は身障手帳1・2級かつ療育手帳（IQ35以下）所持者 B種は身障手帳1・2級または療育手帳（IQ35以下）所持者
	特別障害者手当 (国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方（施設入所者及び長期入院者を除く。）	A種（国）26,940円+（県）6,850円 B種（国）26,940円+（県）1,050円 C種（国）26,940円		
	経過的福祉手当 (国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金および特別障害給付金も支給されない方（施設入所者を除く。）	A種（国）14,650円+（県）6,900円 B種（国）14,650円+（県）1,150円 C種（国）14,650円		
	在宅重度障害者手当 (県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳（IQ35以下）所持者 ②身障手帳1・2級または療育手帳（IQ35以下）所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳（IQ50以下）所持者 施設入所者及び長期入院者を除きます。 ※②・③の場合、手帳が初回交付された日の年齢が65歳以上の方は対象外です。	左記①15,500円 左記②、③6,750円	4.8.12月25日	所得制限あり
障害者扶助料 (市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（手帳初回交付日時点で年齢が65歳以上である場合は除く） （※平成28年4月改定）	身障1級・療育A判定（IQ35以下） ・精神1級 4,000円 身障2級 3,500円 身障3級・療育B判定（IQ36～50） ・精神2級 3,000円 身障4～6級・療育C判定（IQ51～75） ・精神3級 2,000円	3.9月末日	[支給停止] ・前年の所得について、地方税法の規定する市町村民税が課される場合（※平成28年4月改定） ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当を受給している場合（※平成28年4月改定） ・介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）した場合。	

- ◎表の「種類」にある（ ）は、各行政による制度を表しています。
- ◎このほかに、災害見舞金の制度があります。詳しくは、問い合わせてください。
- ◎手当の支払日が土・日・祝日の場合は直前の平日が支払日になります。

※1 愛知県遺児手当と高浜市遺児手当は支給期限があります
手当の支給が始まってから
1年目から3年目……児童1人につき月額 県 4,350円 市 2,400円
4年目から5年目……児童1人につき月額 県 2,175円 市 1,200円
6年目から……手当の支給はなくなります

問合せ先 [いきいき](#) 介護保険・障がいグループ ☎52-9871